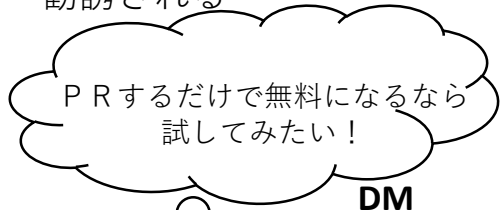


SNSでPRをすれば商品代金やサービス利用料が無料になる?!

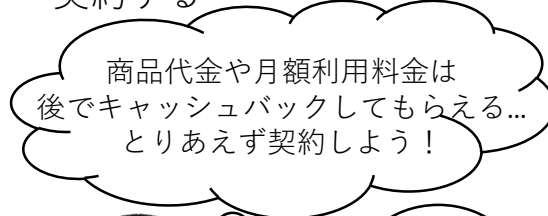
- 「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」などの勧誘に注意 -

トラブルのイメージ図 (一例)

① SNSのダイレクトメールで勧誘される



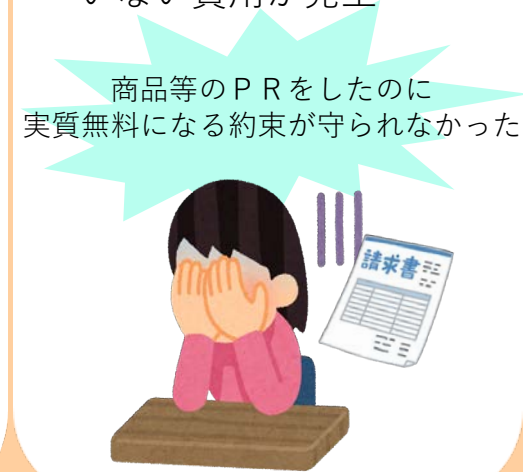
② キャッシュバック等の説明を受け、消費者名義で商品等を契約する



③ 商品等を受け取り、SNSの投稿でPRする



④ キャッシュバックが振り込まれない・事前に聞いていない費用が発生



👉 トラブルに遭わないためのポイント

- ・ 「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」と言われても安易に契約しないようにしましょう
支払った料金が**キャッシュバックされなかったり、後から別の商品等の購入を勧められることがあります**
- ・ 商品やサービスによっては**違約金や端末代金の残債等、解約にかかる費用が大きくなります**
解約時には**違約金**のほか、**商品を割賦で購入している場合は、残債を一括で請求される**ことがあります
- ・ 不安に思った場合やトラブルになった場合は「**188**」に相談してください